

居宅介護支援契約重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1. 担当する介護支援専門員

事業所 ゆいケアプランセンター

担当者 管理者
介護支援専門員 西田 みゆき

連絡先 電話 078-962-5378

* 9:00~18:00

* 土曜・日曜・国民の祝日・年末年始(12/30~1/3)は
休み

2. 事業者の概要

事業者名	株式会社 結
所在地	神戸市西区前開南町一丁目3番8号
連絡先	TEL 078-975-2228 FAX 078-958-7781
法人種別	株式会社
代表者	代表取締役 慶松 真弓
事業者が行う 介護保険事業所	神戸市西区前開南町一丁目3番8号 ゆい訪問看護ステーション ゆい訪問介護 ゆいケアプランセンター

3、 事業所の概要

事業所名	ゆいケアプランセンター
所在地	神戸市西区前開南町一丁目3番8号
連絡先 管理者連絡先	TEL 078-962-5378 FAX 078-958-7781
管理者	介護支援専門員 西田 みゆき
営業日 営業時間	平日 (土曜・日曜・国民の祝日 年末年始は休み) 9:00~18:00
サービス提供 実施地域	神戸市、明石市東部

神戸市	全域
明石市(東部) 地域詳細	北王子町・王子・西新町・南王子・田町・船上町・新明町・硯町・大道町 太寺天王町・荷山町・東野町・太寺・上の丸・明石公園・鷹匠町・茶園場町 朝霧北町・朝霧台・朝霧台山手町・松が丘・太寺大野町・東朝霧丘 中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町・朝霧東町・松が丘北町・大蔵谷奥 東山町・朝霧南町・大蔵町・大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町・大蔵天神町 東人丸町・人丸町・山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町 桜町・東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町・日富美町・大観町 樽屋町

4、 当事業所の従業員

職種	人員数		備考
	常勤	非常勤	
管理者	1		兼務
介護支援専門員	2		
事務員	1		

5、 事業の目的・運営方針

目的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の介護に関する適切な支援を行う。 (2) 要支援、要介護の状態にある高齢者に対する、適切な介護保険に定められた介護支援を提供する。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険法令の遵守 (2) 公正中立な居宅介護支援の提供 (3) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。 (4) 株式会社 結の基本概念である「社会貢献の実践」を念頭においた運営を行う。

6、 提供する居宅介護サービス

本契約書本文第4条から第7条に定めるサービスの内容は次のとおりです。

内容	提供方法	保険適応
居宅サービス計画の作成 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 利用者のお宅を月1回訪問し、利用者・ご家族（以下、「利用者」といいます。）に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2. 自宅周辺の居宅サービス事業者(以下、「事業者」といいます。)が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3. 提供するサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画（以下、「サービス計画」といいます。）の原案を作成します。 4. サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスとならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料を利用者等に説明し、その意見を伺います。 5. サービス計画の原案は、利用者等と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜提供 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 1. サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。 2. 利用者が介護保険施設への入院、入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他支援を行います。 	○

サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価 (第4条)	1. 利用者等と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化に応じてサービス計画の見直し、変更を行います。	○
給付管理 (第4条)	サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談説明 (第4条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡 (第4条別紙)	サービス計画の作成(変更)時やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
居宅サービス計画の変更 (第5条)	利用者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス計画の変更を必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重し、合意のうえ、サービス計画の変更を行います。	○
要介護認定にかかる申請援助 (第6条)	1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了 30 日前には、要介護認定等の更新に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付 (第7条)	1. 利用者はサービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(但し、別紙記録コピー代を実費いただきます。) 2. 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のサービス計画およびその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○

7、 利用料および利用者負担

(1) 利用料 (別紙参照)

居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、利用者の負担はありません。

要介護 1・2	11,773 円	1 か月
要介護 3・4・5	15,296 円	

(サービス提供証明書を管轄区役所の窓口へ提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

注) 1.上記金額には、神戸市の特甲単価 10.⁸⁴ 円*を乗じています。

2.ケアマネジャーの活動により、上記の金額は増減する場合があります。

※介護保険改正に伴い単位数が変更となる場合があります。

(2)その他の費用

内容	金額		支払い方法
交通費	実費	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合	利用月の翌月に請求します
解約料	介護度別 介護報酬 相当額	契約書第9条1項但し書きの解約申し出によりこの契約を解除する場合には、原則として解約料が必要	解約月末
申請代行料	無料	要介護認定の申請にかかる費用については無料	

8、 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することになります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

9、 契約期間途中の解約の場合

(1) この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払は必要ありません。ただし、直ちに解約を希望される場合には、15,154円の解約料をいただきます。

- * 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。
- * 解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

(2) また、信頼関係の喪失、その他止むを得ない事情により、この契約を存続することが困難となった場合は、契約期間中であっても、事業者の方から解約を申し出ることができます。

10、 プライバシーの保護

当支援事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当支援事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については

- ・ サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際には必要となりますこのため、契約書の中にその旨を規定しています。

12、感染症の予防及びまん延防止の為の措置

当支援事業所は、感染症の予防及びまん延防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。

13、虐待の防止について

当支援事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を管理者として設置しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。
- (6) 虐待通報窓口は下記に設けます。

窓口名	ゆいケアプランセンター	連絡先	078-962-5378
担当者	当社介護支援専門員	FAX	078-958-7781
		受付時間（平日）	午前 9 時～午後 6 時
窓口名	養介護施設従業者等による	連絡先	078-322-6774
高齢者虐待通報専用電話（介護指導課内）		受付時間（平日）	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

17. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明。
付属別紙のとおり

(付属別紙)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、速やかに居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 介護認定の結果自立(非該当)となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、15,154 円の利用料をいただきます。

4. 注意事項

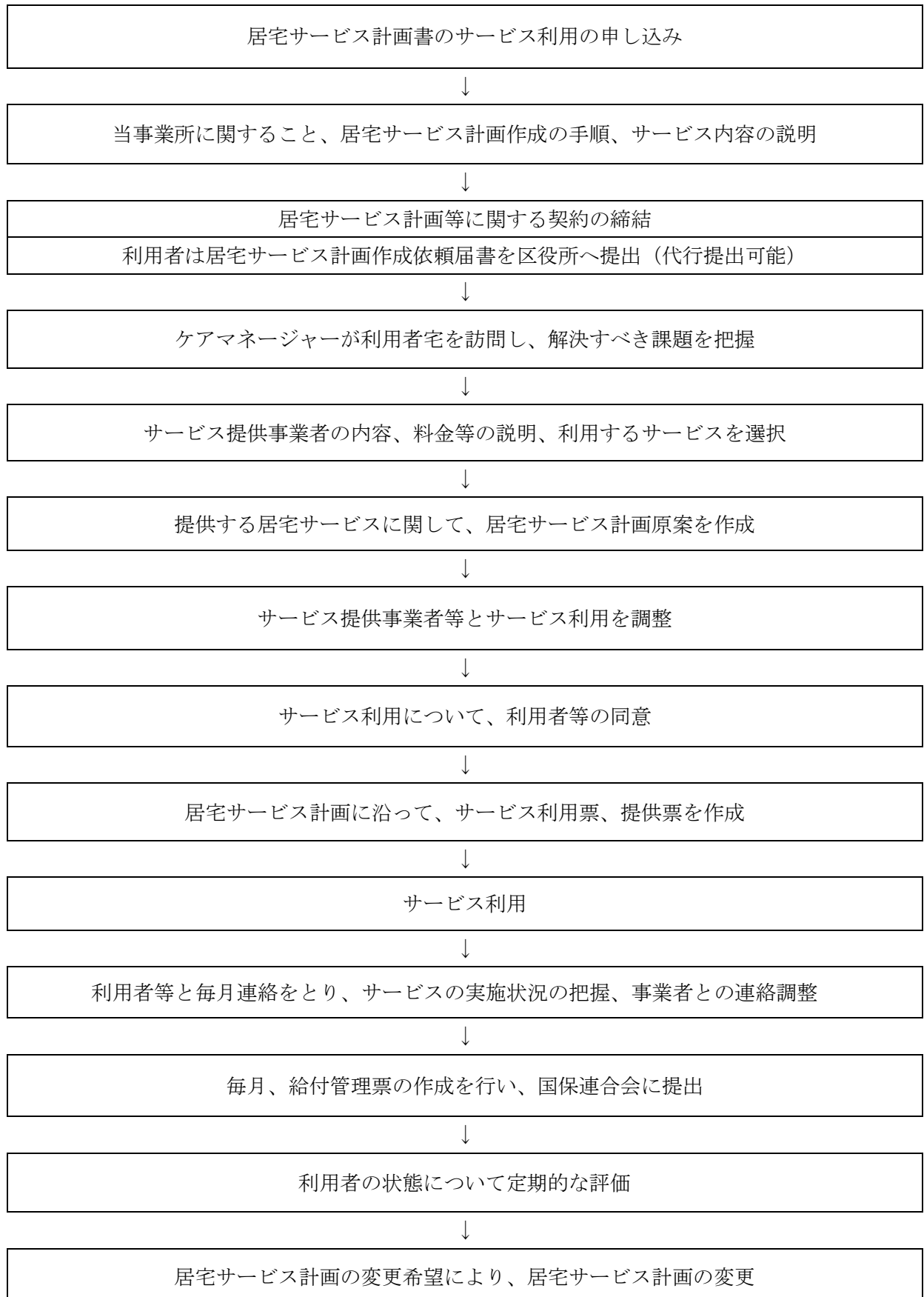
要介護認定の結果が不明のため、利用者は以下の点にご注意いただきたく必要があります。

(ア) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に全額利用者にご負担いただくこととなります。

(イ) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。

この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担いただくことがあります。

重要事項説明書（サービス提供の標準的な流れ）



居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（および付属別紙）に基づいて、重要事項の説明を行い、同意します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 神戸市西区前開南町一丁目3番8号

名称 株式会社 結

氏名 代表取締役 慶松 真弓 印

説明者 事業所 ゆいケアプランセンター

管理者

氏名 介護支援専門員 西田 みゆき 印

私は、本書面（および付属別紙）事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名

（利用者との関係 ）